

岡山市私道関連等道路反射鏡設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市が交通の安全と円滑化を図り、予算の範囲内において、市管理道と私道とが交差する地点に道路反射鏡を設置することについて、設置の要件その他設置についてその必要な事項を定めるものとする。

(設置の条件)

第2条 道路反射鏡の設置条件は、次のとおりとする。ただし、市長が特に設置の必要を認めるときは、この限りでない。

- (1) 市管理道と私道との交差点に道路反射鏡を設置することにより、著しく交通の安全と円滑化が図れること。
- (2) 交差する私道が行き止まりの場合は、当該私道を使用している家屋が15戸以上であること。
- (3) 交差する私道敷の所有者が、道路反射鏡設置後も引き続き当該私道を一般の用に供することを認めていること。

(設置の申請)

第3条 道路反射鏡の設置の申請は、設置により利益を受ける私道利用者の代表者が、私道関連等道路反射鏡申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 私道使用同意書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 選任書(様式第4号)
- (4) 見取図、公図及び平面図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(設置の決定)

第4条 市長は、前条の規定による設置申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査を行い、適当と認められるときは、設置の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により設置の決定をしたときは、私道関連等道路反射鏡設置決定通知書(様式第5号)により当該申請者に対しその旨を通知するものとする。

(委 任)

第5条 この要綱の施行に際し、必要な事項は市長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、一般交通の用に供されている私道関連の交差点について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

私道関連等道路反射鏡設置申請書（一般・通学路）

令和 年 月 日

岡山市長 様

申請代表者

住 所

氏 名

署名または記名押印

連絡先

岡山市私道関連等道路反射鏡設置要綱第3条に基づき、次のとおり申請
します。

記

1 設置箇所

2 設置理由

3 通学路証明（通学路にかかる私道の場合のみ）

当該私道は、本学校の通学路のように供されていることを認めます。

学校長名

署名または記名押印

4 添付書類

(1) 誓約書

(2) 選任書

(3) 見取図，公図写，平面図

様式第2号

私 道 使 用 同 意 書

このたび、岡山市 区 地内の私道関連等道路反射鏡設置申請をするにあたり、道路反射鏡設置後も引き続き私道を一般の用に供することに同意します。

住 所	氏 名 <small>署名または記名押印</small>

様式第3号

誓 約 書

令和 年 月 日

岡山市長 様

申請代表者

住 所

氏 名

署名または記名押印

連絡先

このたびの私道関連等道路反射鏡設置に関して、私道敷の権利者等との調整紛争等については、一切私が責任をもって処理し、市に迷惑をかけません。

様式第 4 号

選 任 書

このたび、岡山市 区 地内の私道関連等道路反射鏡設置
申請をするにあたり、岡山市 区
を地元代表として選任します。

住 所	氏 名 <small>署名または記名押印</small>

様式第5号

私道関連等道路反射鏡設置決定通知書

令和 年 月 日

申請代表者

様

岡山市大供1丁目一番一号

岡山市

岡山市長

印

(連絡先:

)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった道路反射鏡設置について、設置の決定を行ったので、岡山市私道関連等道路反射鏡設置要綱第4条に基づき通知します。

記

1 設置箇所